

綾瀬市光綾公園ローズガーデンロゴデザイン選考委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、綾瀬市光綾公園ローズガーデンロゴデザイン選考委員会の設置、組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 綾瀬市光綾公園ローズガーデンのロゴデザイン（以下「ロゴデザイン」という。）の選考を公平かつ適正に行うため、綾瀬市光綾公園ローズガーデンロゴデザイン選考委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって構成する。

2 委員長は、副市長をもって充てる。

3 委員長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

4 委員は、6人以内とする。

5 委員は市長室長、産業振興部長、学識経験者、バラに関して専門的知見を有する者、市民をもって充てる。

(所掌事項)

第4条 委員会は、ロゴデザインの選考に当たり、必要な事項を審査するものとする。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

4 委員長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会事務局は、公園管理主管課に置く。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和５年１０月１６日から施行する。